

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

矢巾町上下水道課より大切なお知らせ

2019年(令和元年)10月1日より 指定給水装置工事事業者が 5年ごとの更新制度に変わりました。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されました。



- 指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。
- ※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1~H11.3.31	2019年9月30日~2020年9月29日(1年)
H11.4.1~H15.3.31	2019年9月30日~2021年9月29日(2年)
H15.4.1~H19.3.31	2019年9月30日~2022年9月29日(3年)
H19.4.1~H25.3.31	2019年9月30日~2023年9月29日(4年)
H25.4.1~R1.9.30	2019年9月30日~2024年9月29日(5年)

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、[郵送](#)や[ホームページ](#)等で通知をします。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

※期間内に更新申請されなければ失効となりますのでご注意ください。

● 指定更新の要件は

新規申請と同じ3項目

- ① 給水装置主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③ 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

● 更新申請に必要な書類

- ・申請書
- ・選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証等)
- ・誓約書
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
- ・矢巾町指定給水装置工事事業者指定更新時確認事項



◎ 指定更新申請時に4項目の確認を行います

- i. 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii. 指定給水装置工事事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- iii. 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎ 4項目確認資料(参考)

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
- ※ 自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

◇ 更新申請についてのお問い合わせは

矢巾町上下水道課 TEL:019-611-2568